

平成25年度から平成31年度に本校を卒業された皆様

この度、共済災害給付金に関する領収書及び報告書の一部について、保存期間（12年間）を満たしていない文書、（平成25年度～平成31年度の給付件数1,493件分）を令和6年度末に機密文書として廃棄処理してしまったことが判明しました。

今回の件について個人情報の流出はございませんが、卒業生並びに保護者の皆様にご報告させていただくとともに、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後とも再発防止に向け校内研修を行うなど、適正な管理に努めてまいります。

災害共済給付制度における同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、申請に基づいて初診から最長10年間行われます。また、災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。これらのことから、文書の保存期間を12年と定めて管理を行ってきたところです。

今後、申請に関するご相談があれば、災害共済給付を行っている独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用する「災害給付オンライン請求システム」の情報を活用し、誠意をもって対応させていただきます。

志徳中学校 校長 吉本 一也

【お問い合わせ先】

志徳中学校 教頭 黒野 祐也

電話：(093) 962-2481